



金沢市公報

第3168号

令和7年(2025年)1月14日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

●告 示

○介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課)	1
○介護保険法の規定による事業の廃止について (2件)	1
○児童福祉法の規定による医療機関の指定について (地域保健課)	2
○児童福祉法の規定に基づく指定小児慢性特定 疾病医療機関の指定の辞退について (ごみ減量推進課)	2
○燃やすごみ等の収集手数料の徴収事務の委託 について	3

○市道の路線の認定について	(道路管理課)	3
○市道の路線の廃止について	(")	3
○市道の区域の決定について	(")	3
○市道の区域の変更について	(")	4
○道路の供用の開始について	(")	4
○兼用工作物の管理の方法を定めたことについて		

●公 告

○自動車臨時運行許可番号標の失効について (市民課)	5
-------------------------------	---

●監査公表

○監査公表(第1号) (監査事務局)	5
-----------------------	---

告 示

●金沢市告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第58条第1項の規定により指定介護予防支援事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の30の規定により告示します。

令和7年1月14日

金沢市長 村山卓

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770106167	ケアプランすまいる	金沢市千木町2番地1	株式会社北陸環境開発	令和6年12月1日	介護予防支援

●金沢市告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があるので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示します。

令和7年1月14日

金沢市長 村山卓

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			

1770101978	アビリティーズ・ケアネット株式会社 金沢営業所	金沢市間明町2丁目108番地	アビリティーズ・ケアネット株式会社	令和6年11月30日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
1770104717	株式会社PMC	金沢市駅西新町2丁目15番37号KO HW A102ビル2F	株式会社PMC	令和6年11月30日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与

●金沢市告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和7年1月14日

金沢市長 村 山 卓

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1710117910	すずみが丘介護センター	金沢市もりの里3丁目76番地	医療法人社団六豊会	令和6年10月31日	居宅介護支援

●金沢市告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項第1号の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和7年1月14日

金沢市長 村 山 卓

1 診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
にし内科・呼吸器クリニック	金沢市三社町11番20号	令和6年12月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
三社はなの木薬局	金沢市三社町11番20号	令和6年12月1日
てまり薬局玉鉢店	金沢市玉鉢4丁目28番地	令和6年12月1日
ウエルシア薬局金沢新保本店	金沢市新保本3丁目152番地1	令和6年12月1日

●金沢市告示第5号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19の規定により次のとおり告示します。

令和7年1月14日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	辞退年月日
紺谷内科婦人科クリニック	金沢市畠田東2丁目125番地	令和7年1月1日

●金沢市告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により燃やごみ等収集手数料の徴収に関する事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）第53条第3項の規定により告示します。

令和7年1月14日

金沢市長 村 山 卓

1 指定公金事務取扱者の名称、住所、指定をした日及び委託をした日

名 称	住 所	指 定 を し た 日	委 托 を し た 日
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津 1丁目12番2号	令和6年11月5日	令和6年12月16日

2 委託した公金事務に係る歳入

燃やごみ等収集手数料

3 委託した期間

令和6年12月16日から令和7年3月31日まで

●金沢市告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年1月14日から同月28日まで一般の縦覧に供します。

令和7年1月14日

金沢市長 村 山 卓

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点						重 要 な 経 過 地
2906	粟 崎 6号	粟 崎 町 二 6 番 10	先 か ら					
	粟 崎 町 線 80号	粟 崎 町 二 40 番 1	先 ま で					
3516	弓 取 16号	諸 江 町 下 丁 297 番 3	先 か ら					
	諸 江 町 下 丁 線 55号	諸 江 町 下 丁 297 番 6	先 ま で					
1429	弥 生 3 丁 目 線 7号	弥 生 3 丁 目 512 番	先 か ら					
		弥 生 3 丁 目 22 番 22	先 ま で					
1429	弥 生 3 丁 目 線 8号	弥 生 3 丁 目 22 番 7	先 か ら					
		弥 生 3 丁 目 22 番 6	先 ま で					
1429	弥 生 3 丁 目 線 9号	弥 生 3 丁 目 22 番 25	先 か ら					
		弥 生 3 丁 目 22 番 23	先 ま で					

●金沢市告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年1月14日から同月28日まで一般の縦覧に供します。

令和7年1月14日

金沢市長 村 山 卓

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点				重 要 な 経 過 地
1113	元 菊 町 線 枝 2号	元 菊 町 117 番	先 か ら			

●金沢市告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年1月14日から同月28日まで一般の縦覧に供します。

令和7年1月14日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路線名	幅員(m)	延長(m)
一般市道	粟崎6号粟崎町線80号	5.0 ~ 7.7	182
一般市道	弓取16号諸江町下丁線55号	6.0	36
一般市道	弥生3丁目線7号	6.0 ~ 7.6	167
一般市道	弥生3丁目線8号	6.0	332
一般市道	弥生3丁目線9号	6.0	38

●金沢市告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年1月14日から同月28日まで一般の縦覧に供します。

令和7年1月14日

金沢市長 村 山 卓

道路の種類	路線名	区間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	弥生3丁目線1号	弥生3丁目 409番先から	旧	4.0~4.1	49.7
		弥生3丁目 302番1先まで	新	5.0~5.1	49.7

●金沢市告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和7年1月14日から同月28日まで一般の縦覧に供します。

令和7年1月14日

金沢市長 村 山 卓

路線名	区間	供用開始日
粟崎6号粟崎町線80号	粟崎町二6番10先から 粟崎町二40番1先まで	令和7年1月14日
弓取16号諸江町下丁線55号	諸江町下丁297番3先から 諸江町下丁297番6先まで	令和7年1月14日
弥生3丁目線1号	弥生3丁目409番先から 弥生3丁目302番1先まで	令和7年1月14日
弥生3丁目線7号	弥生3丁目512番先から 弥生3丁目22番22先まで	令和7年1月14日
弥生3丁目線8号	弥生3丁目22番7先から 弥生3丁目22番6先まで	令和7年1月14日
弥生3丁目線9号	弥生3丁目22番25先から 弥生3丁目22番23先まで	令和7年1月14日

●金沢市告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項の規定により、金沢市長である道路管理者(以下「道路管理者」という。)と石川県知事である河川管理者(以下「河川管理者」という。)との間において、協議により兼用工作物の管

理の方法を定めたので、同条第6項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

令和7年1月14日

金沢市長 村山 卓

1 兼用工作物

粟崎6号粟崎町線80号の一部と二級河川大野川水系大野川の堤防とが相互に効用を兼ねるもの又は相互に効用を兼ねる部分

2 兼用工作物の位置

粟崎6号粟崎町線80号の一部 延長 125メートル

大野川 右岸 金沢市粟崎町二6番34地先から粟崎町二6番10地先

3 兼用工作物の管理

(1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については、道路管理者が、当該施設以外の部分については、河川管理者が行うものとする。

(2) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路専用施設に係る場合は道路管理者が、専ら道路専用施設以外の部分に係る場合は河川管理者が行う。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は河川管理者が行うものとする。

4 兼用工作物の管理についての協議

道路管理者又は河川管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ道路管理者又は河川管理者と協議するものとする。

5 道路の占用料

道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、専ら道路専用施設以外の部分に係るものについては、占用料を徴収しないものとする。

6 兼用工作物の管理に要する費用

兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。

7 その他

兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と河川管理者とが協議して定める。

公 告

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効しました。

令和7年1月14日

金沢市長 村山 卓

石川 63-16 金沢

監査公表

●金沢市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

令和7年1月14日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高			誠
金沢市監査委員	源	野	和	清

1 包括外部監査

(1) 措置通知があつた年月日 令和6年12月18日

- (2) 措置を講じた局等 市民局市民協働推進課
 (3) 監査結果の公表年月日 令和4年4月11日(令和4年監査公表第5号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(18ページ) 地域コミュニティ活性化推進計画に掲げる各事業について、アンケート調査等により地域ニーズを把握するとともに、事業の成果を収集し、計画全体の効果を検証する必要がある。	令和4年度に地域コミュニティ活性化推進計画の改訂を進める際に、金沢市内の全町会長にアンケート調査を実施し、地域ニーズの把握に努めた。 また、計画掲載事業の実施結果を収集し、成果と今後の課題について評価する中で、計画全体の効果を検証し、新たに取り組むべき事項を新計画に盛り込んだ。
意見(30ページ) 町会加入促進事業について、転入・転居者へ配布するチラシに二次元コードを掲載するなど、情報発信のさらなる工夫が必要である。	町会の活動や加入による利点を新規転入者向けに分かりやすく記載し、より詳しい情報へアクセス可能な二次元コードを掲載したパンフレット及びチラシを令和6年度に新たに作成し、情報発信の工夫を行った。
意見(33ページ) 地域コミュニティICT活用促進事業について、事業の浸透に伴う将来的な市の財政負担の増加が懸念されるため、年間利用料等のランニング費用への補助については、見直しを検討する必要がある。	地域活動発信アプリ「結ネット」は、地域コミュニティのICT化を推進するツールの一つであることに加え、能登半島地震発生時には、地域における情報共有、安否確認及び行政との緊急連絡ツールとして、非常に有用であったことを踏まえ、今後は、より多くの町会連合会への導入を進めるため、当面の間、ランニング費用も含めた補助を継続することとした。